

見附市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

見附市長 稲 田 亮

見附市規則第5号

見附市財務規則の一部を改正する規則

見附市財務規則（昭和39年見附市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第66条第1項に次の2号を加える。

（7） 第1号及び第2号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

（8） 法令により私人に徴収の事務を委託することが認められている収入

第66条第2項中「地方税」を「次の各号に掲げる収入」に、「次に掲げる基準を満たしている者」を「私人」に改め、同項第1号から第3号までを次のように改める。

（1） 地方税

（2） 分担金

（3） 負担金

第66条第2項に次の15号を加える。

（4） 不動産売払代金

（5） 過料

（6） 損害賠償金（第8号に掲げる遅延損害金を除く。）

（7） 不当利得による返還金

（8） 第2号、第3号及び第5号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第3号、第4号及び前2号に掲げる歳入に係る遅延損害金

（9） 介護保険料のうち普通徴収による保険料

（10） 保育料

（11） 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第2項の規定による徴収金

（12） 子ども・子育て支援法附則第6条第4項の規定による徴収金

(13) 保育園副食費

(14) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による返還金

(15) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定による徴収金

(16) 生活保護の変更、廃止又は停止に伴う返還金

(17) 就労自立給付金又は進学準備給付金の支給の決定後に判明した事実又は生じた事情に基づく返還金

(18) 市長が特に必要と認める収入

第66条第4項中「し、かつ、当該歳入の納入義務者の見やすい方法により公表」を削り、同条に次の2項を加える。

5 第3項の規定は、法第243条の2第5項及び第6項の規定により徴収又は収納事務の一部を委託若しくは再委託しようとする場合に準用する。

6 法第243条の2の5に規定する市長が定める方法は、第51条第2項を準用するものとする。

第67条の見出し中「身分証明書」を「証書」に改め、同条第1項中「身分証明書」を「受託者である旨を証する書類」に改め、同条第2項を削る。

第68条の見出し中「現金領収」を「事務処理」に改め、同条第2項中「前項の規定により領収した現金は」を「徴収した歳入又は収納した歳入等を」に、「現金等払込書に受託現金計算書を添えて」を「その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、」に改める。

第92条第10号中「（昭和25年法律第144号）」を削る。

第96条第1項中第10号を削り、第9号を第12号とし、第5号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、第4号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 諸払戻金及びこれに係る還付加算金

第96条第1項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、同号の前に次の1号を加える。

(3) 船舶に属する経費

第96条第1項中第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

(1) 外国において支払をする経費

第96条第1項に次の3号を加える。

(13) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費

(14) 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費

(15) 前2号に掲げる経費のほか、2月以上の期間にわたり、物品を買入れ若しくは借入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は1月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費

第96条に次の1項を加える。

4 市長は、第1項及び第2項の規定により支出の事務を委託したときは、その旨を告示しなければならない。

第97条に次の1項を加える。

4 収支命令職員は、第1項の資金委託精算書を受理したときは、速やかに支出内容を確認し、これを会計管理者に送付しなければならない。

第272条の2中「第243条の2第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

副市長等の専決区分表

収入

費目等\専決区分	副市長	教育長	課長
			減免を除く
市税			○
地方譲与税			○
利子割交付金			○
配当割交付金			○
株式等譲渡所得割交付金			○
法人事業税交付金			○
地方消費税交付金			○

環境性能割交付金			○
地方特例交付金			○
地方交付税			○
交通安全対策特別交付金			○
分担金及び負担金			○
使用料及び手数料			○
国庫支出金			○
県支出金			○
財産収入			○
財産運用収入			
財産売払収入	10,000,000円以下	不動産を除く 3,000,000円以下	不動産を除く 1,000,000円以下
寄附金	2,000,000円以下	1,000,000円以下	500,000円以下
繰入金			○
繰越金			○
諸収入			○
市債			○
歳入歳出外現金等			○
基金			○
年度、会計科目の更正			○
還付			○

支出

費目等\専決区分	副市長	教育長	課長
報酬			○
給料			○
職員手当等			勤勉手当及び退職手当を除く

			○
共済費			○
災害補償費			○
恩給及び退職年金			○
報償費	1,000,000円を超えるもの	3,000,000円以下	1,000,000円以下
旅費			支出命令権のみ ○
交際費	100,000円以下	50,000円以下	
需用費	1,000,000円を超えるもの	3,000,000円以下	1,000,000円以下
うち給食材料費			○
うち食糧費	100,000円を超えるもの	300,000円以下	100,000円以下
役務費	1,000,000円を超えるもの	3,000,000円以下	1,000,000円以下
委託料	10,000,000円以下	3,000,000円以下	1,000,000円以下
使用料及び賃借料	1,000,000円を超えるもの	3,000,000円以下	1,000,000円以下
工事請負費	20,000,000円以下	10,000,000円以下	5,000,000円以下
原材料費	10,000,000円以下	3,000,000円以下	1,000,000円以下

公有財産購入費	10,000,000円以下	3,000,000円以下	1,000,000円以下
備品購入費	10,000,000円以下	3,000,000円以下	1,000,000円以下
負担金補助及び交付金	10,000,000円以下	3,000,000円以下	1,000,000円以下
扶助費			○
貸付金	10,000,000円以下	3,000,000円以下	1,000,000円以下
補償補填及び賠償金	賠償金を除く10,000,000円以下	賠償金を除く3,000,000円以下	賠償金を除く1,000,000円以下
償還金利子及び割引料			○
投資及び出資金	10,000,000円以下		1,000,000円以下
積立金			○
寄附金	1,000,000円以下		
公課費			○
繰出金			○
歳入歳出外現金等			○
基金			○
年度、会計科目の更正			○

注

- 1 この表に掲げる専決区分は、各費目等の区分についての1件の金額を示す。
- 2 教育長については、教育委員会所掌にかかる事件のみとする。
- 3 ○印は、金額に制限なく当該欄の職にある者に専決させる。
- 4 2以上の費目にわたる事件にあっては、その費目のうち上級の者に専決

- させる費目について適用し、2以上の費目のうち市長の決定を要する費目があるときは、その事件には適用しない。
- 5 変更後の額が変更前の額を超えるときは変更後の額について、変更後の額が変更前の額以下であるときは変更前の額について、それぞれこの表を適用する。
- 6 継続費及び債務負担行為に係るものについては、相当する費目についてこの表を適用する。
- 7 第30条第3項第3号から第10号までに掲げる経費については、金額にかかわらず課長に専決させるものとし、この表は適用しない。
- 8 定額の資金を運用するための基金に係るものについては、相当する費目についてこの表を適用する。
- 9 契約の執行についての専決区分の適用に当たっては、実施設計額又は見積額による。ただし、第162条第1項ただし書に定める単価に係る契約の執行については、課長に専決させるものとし、この表は適用しない。
- 10 後納郵便料、自動車損害共済保険料、建物総合損害共済保険料、有料道路通行料及びテレビ受信料並びに公共料金(電気、ガス、水道、下水道及び電信電話)の口座自動振替の支出命令については、総務課長の専決とする。
- 11 支出命令については、課長の専決とする。ただし、第8項及び前項に規定するものに専決させるものを除く。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項の規定にかかわらず、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収又は収納に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（法第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。